

葛飾区いじめ防止基本方針

令和 7 年 3 月 26 日 改定

もくじ

■ はじめに	1
■ 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめに関する基本的認識	4
（1）いじめの防止に向けた組織的な対応	4
（2）いじめの適切な把握	4
（3）いじめについての適切な理解と指導	4
（4）学校、家庭、地域、関連機関との連携・協働体制の構築	5
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
（1）いじめの未然防止	5
（2）いじめの早期発見	5
（3）いじめへの適切な対処	6
（4）保護者の役割について	6
（5）学校、家庭、地域、関連機関との連携	7
■ 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 葛飾区長及び葛飾区教育委員会が実施する取組	8
（1）葛飾区いじめ防止対策推進条例の周知徹底	8
（2）葛飾区いじめ問題対策連絡協議会の設置	8
（3）葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会の設置	8
（4）葛飾区教育委員会いじめ問題調査委員会の設置	9
（5）葛飾区いじめ調査委員会の設置	10
（6）いじめの定義の理解促進	10
（7）いじめ防止の指導徹底	10
（8）学校における相談体制の充実	10
（9）部活動における適切な指導の充実	11
（10）学校問題解決支援チームによる学校支援の強化	11
（11）地域や家庭との連携	11

2 学校が実施する取組	12
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	12
（2）学校いじめ対策委員会の設置	12
（3）いじめの未然防止のための方策	12
（4）いじめを早期に発見するための方策	13
（5）いじめに対処するための方策	14

■ 第3章 重大事態への対処

1 重大事態の定義	17
（1）一に該当する事案について	17
（2）二に該当する事案について	17
（3）一、二に共通すること	17
2 重大事態発生の報告	18
3 重大事態への対処	18
（1）支援体制の整備	18
（2）調査組織の種類	19
（3）事実を明確にするための調査の実施	20
＜自殺の背景調査における留意事項＞	21
（4）調査結果の提供及び報告	22
（5）調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置	23

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

葛飾区いじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、葛飾区・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、東京都いじめ防止対策推進基本方針及び葛飾区いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）を参考に、人を大切にする人情味あふれる葛飾区における「かつしかっ子」宣言に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

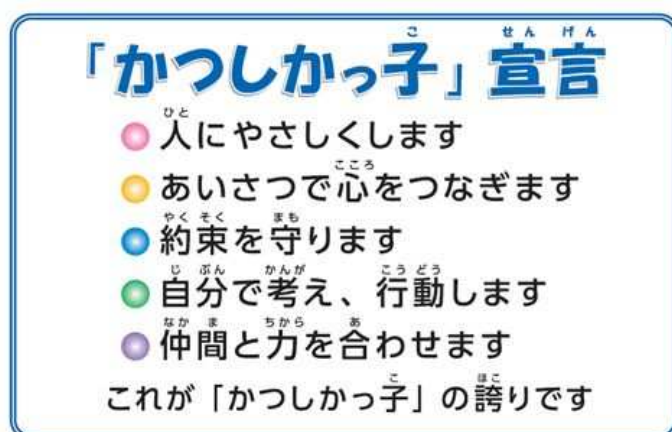
「かつしかっ子」宣言

人づくりを進めるには、特に人格形成の基盤となる幼児期から義務教育期間中において、生きるうえでの基本を身に付けていくことが重要です。

そのため、日常生活の中で子どもが自ら実践する行動規範となるもの、また、学校、家庭、地域、行政が総ぐるみで人づくりを展開するためのよりどころとなるものを「かつしかっ子」と名付け、広く宣言し、周知拡大を図ることで、地域全体で「かつしかっ子」を育みます。

この「かつしかっ子」宣言は、子どもが「このような『かつしかっ子』になります」という宣言であると同時に、大人が「このような『かつしかっ子』を育てます」という宣言でもあります。

「かつしか」で育まれた「かつしかっ子」が、生涯にわたって学びを続け、また新たな「かつしかっ子」を育てていく地域社会をめざします。



第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

「基本理念」について、条例第3条において、次のように示している。

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- (3) 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- (4) 区、学校、保護者、区民及び関係機関は、児童等が安心して生活し、健やかに成長できるいじめのない地域社会の実現を目指し、それぞれの役割や責任の下で、連携し、及び協力していじめの防止等に取り組まなくてはならない。

2 いじめの定義

「いじめ」について、条例第2条では、次のように定義している。

- (1) 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

これは、法第2条第1項の定義を踏まえたものである。

この条文について、国の「いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）」には、以下のとおりの説明がなされており、条例を解釈する際も同様とする。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否を判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめに関する基本的認識

(1) いじめの防止に向けた組織的な対応

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るものとして、その未然防止・早期発見・早期対応に努め、また、いじめ解消後についても再発防止に向けて継続的に支援する。いじめ問題を迅速、的確に解決するためには、学級担任が一人で抱え込むようなことがあってはならない。

いじめ問題の解決に向けては、そのほとんどの場面で、管理職や生活指導主任、学年主任等の的確な判断と支援が必要不可欠である。よって、管理職のリーダーシップに基づいて、全教職員が協力・支援体制を組み、組織的な指導を行う。

(2) いじめの適切な把握

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる場合があることを認識する。

また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(3) いじめについての適切な理解と指導

法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲よりも極めて広く、その行為を受けた児童・生徒が、心身の苦痛を感じた場合は「いじめ」に該当すると理解することが求められている。また、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童・生徒や、周りで見えたり、はやし立てたりしている児童・生徒を容認するものに他ならず、いじめを受けている児童・生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。いじめの背景を的確に考察しながら指導に当たることは当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立ち、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした指導を行う。

また、いじめの指導に当たっては、加害・被害という二者関係だけではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

(4) 学校、家庭、地域、関連機関との連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すことが、いじめの未然防止につながる。いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、対処療法的な対応ではなく、子どもに思いやりの心を育み、いじめが起こりにくい集団づくりに取り組む必要がある。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協力する体制を構築することが大切である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童・生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童・生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題についての取組の重要性について区民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要となる。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童・生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われ

たりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や葛飾区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話窓口の周知等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童・生徒を見守ることが必要である。

また、学校においては、日常的な児童・生徒への声掛けや様子の観察、学級担任等による定期的な個人面談の実施、学期初め等の重点的な児童・生徒の観察などを行い、児童・生徒の様子の変化に気付き確認する機会を意図的に設定することが大切である。

（３）いじめへの適切な対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童・生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う必要がある。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（４）保護者の役割について

いじめの問題の解決には、家庭が極めて重要な役割を担っている。家庭における保護者の深い愛情や精神的な支え、児童・生徒との信頼関係に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童・生徒がいじめを行わないように、規範意識や豊かな情操を養うように努めなければならない。

いじめを受けている児童・生徒の中には、一見学校では何事もなかったように明るく振る舞うものの、家に帰ると自分の気持ちを吐露し、いじめを受けていることを家族に打ち明けたり、ＳＯＳサインを出したりすることがある。日頃から児童・生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

(5) 学校、家庭、地域、関連機関との連携

社会全体で子どもを見守り、全ての児童・生徒が笑顔で安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境をつくるためには、幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校との連携を強化するとともに、家庭、自治町会、青少年委員や保護司、民生委員・児童委員等との連携を深めることが必要である。

いじめを認知したら、関係した子どもや家庭間での解決を図るだけでなく、PTAや学校評議員、青少年委員、地域、関係機関（警察署、児童相談所、医療機関など）と協議する機会を設定したり、学校評議員会などを活用したりして、いじめの問題について連携した対策を行う必要がある。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応しなければならない。

いじめの問題の対応においては、複数の学校が関わるケースも見られるので、情報交換等の連携を十分に図る必要がある。平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換やケース会議の実施など、情報共有の体制を構築しておくことが必要である。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 葛飾区長及び葛飾区教育委員会が実施する取組

(1) 葛飾区いじめ防止対策推進条例の周知徹底

いじめ防止等に向けた基本理念や区、学校、保護者、区民等の責務を明確にし、区、学校、地域が連携していじめの防止等のための対策に取り組んでいくため、葛飾区いじめ防止対策推進条例を制定し、周知徹底を図る。

(2) 葛飾区いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、学校、教育委員会、関係機関その他の関係者により構成される「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

ア 区又は学校におけるいじめの防止等のための対策に関すること。

イ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。

ウその他いじめの防止等のための対策に必要なこと。

（組織）

協議会は、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、葛飾区子ども総合センター、学識経験者その他の関係者により構成される委員20人以内をもって組織する。

協議会の委員は、葛飾区教育委員会教育長が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(3) 葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るため、教育委員会の附属機関として「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

ア 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について審議し、答申する。

イ 対策委員会は、必要があると認めるときには、いじめの防止等のための対策について教育委員会に意見を述べることができる。

ウ 対策委員会は、学校において法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき同項に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(組織)

対策委員会は、学識経験を有する者その他いじめ防止等に係る専門的な知識を有する者で構成される委員 10 人以内を持って組織する。

対策委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(4) 葛飾区教育委員会いじめ調査委員会の設置

教育委員会は、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した際に、詳細な調査を行うとともに、同種の案件の再発防止策を講じるため、葛飾区教育委員会いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

調査委員会は、葛飾区立小学校、中学校及び特別支援学校において重大事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき、法第 28 条第 1 項に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(組織)

調査委員会は、重大事態ごとに設置し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

ア 弁護士

イ 医師

ウ 学識経験者

エ 心理又は福祉に識見を有する者

このほか、教育委員会は、特に必要と認める者を委員として委嘱することができる。

（委員の任期）

委員の任期は、委嘱を受けた日から重大事態の調査結果について教育委員会に報告をする日までとする。

（５）葛飾区いじめ調査委員会の設置

学校で重大事態が発生し、法第 30 条第 1 項に基づき報告を受けた葛飾区長（以下「区長」という。）が、必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される葛飾区いじめ調査委員会を設置し、法第 28 条第 1 項の規定に基づく調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

（６）いじめの定義の理解促進

全ての教職員が、法が定める「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめを漏れなく認知できるようにするとともに、専門的知識に基づき適切な対応ができるように、教育委員会はいじめの防止等に関する研修を各職層に応じて実施する。

（７）いじめ防止の指導徹底

児童・生徒に「いじめは絶対に許されない行為であること」を十分に理解させ、いじめを知らずに見えぬふりをせず、いじめの解決に向けて主体的に行動しようとする意識を醸成するため、「特別の教科 道徳」をはじめ、教育活動全体を通じて指導の徹底を図る。

また、ＳＮＳを利用したインターネット上のいじめ防止対策として、情報モラルを身に付けるための指導を行うとともに、区内中学生が作成したＳＮＳの利用に関するルールである「ＳＮＳかつしかっ子ルール」を周知し、児童・生徒の健全育成やネットトラブル等の未然防止を図る。

他にも、各学校に在籍する児童・生徒及びその保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を実施する。

（８）学校における相談体制の充実

児童・生徒がいじめを受けた場合にすぐに相談できるよう、身近な相談先として学校へのスクールカウンセラーの配置を充実するとともに、児童・生徒や保護者への周

知を図る。また、問題の解決に向けて家庭への働きかけや関連機関との調整を行うスクールソーシャルワーカーの派遣を充実するとともに、学校や保護者への周知を強化し、活用を促進する。

(9) 部活動における適切な指導の充実

いじめの防止等を図るため、以下のとおり部活動における適切な指導体制を構築する。

- ① 運動部活動及び文化部活動中、運動部及び文化部顧問（以下「顧問」という。）は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とし、活動の開始時と終了時には観察を行い、生徒の状況を把握すること。また、活動中や休憩時にコミュニケーションを図り、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにすること。
- ② 顧問がやむを得ず直接活動に立ち会えない場合には、他の教員及び部活動地域指導者と連携・協力してすべての部活動生徒を見守り、事故等を見逃さない体制をとること。また、あらかじめ顧問と生徒との間で確認した安全面に十分に留意した内容や方法で活動するなど、安全確保のための取組を行うこと。

(10) 学校問題解決支援チームによる学校支援の強化

教育委員会は、区立学校の児童・生徒のいじめをはじめとした生活指導上の問題（学校だけでは解決が図れない、いじめ、暴力行為、少年非行等の事案等）について、関連機関と教育委員会が連携して支援する必要があると判断した場合、学校問題解決支援チーム（サポートチーム）を編成して問題の解決のための支援を行う。

学校問題解決支援チームは、指導主事やサポート支援員（警察OB）、スクールソーシャルワーカー、心理専門員などで編成し、必要に応じて関連機関と連携して学校に対する支援を行う。

(11) 地域や家庭との連携

教育委員会は、いじめ問題対策連絡協議会を運営し、いじめ問題に関係する機関との連携を図る。また、学校はPTA、学校評議員、青少年委員、地域の関係団体等とのいじめ問題について協議する場を設定するなど、地域や家庭と連携したいじめ防止等のための対策を推進する。

2 学校が実施する取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、東京都いじめ防止対策推進基本方針、葛飾区いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容などを「学校いじめ防止基本方針」として定め、学校のホームページ等で公表する。

なお、その内容としては、いじめ防止に向けての基本姿勢、いじめの定義、いじめ対策のための校内組織の設置、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組、教育委員会や関係機関等との連携、保護者、地域との連携、学校評価の実施等について記載するものとする。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、スクールカウンセラー等、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための学校いじめ対策委員会を置くものとする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行う。

(3) いじめの未然防止のための方策

ア 豊かな情操を養い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流に資する能力を高めるため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

また、児童・生徒が互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって他の人と関わることができるようにするため、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進めるようにする。

さらに、児童・生徒の規範意識を育むため、教科、特別の教科 道徳、特別活動や組織的な生活指導を通して、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けるようにする。

イ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

「学校いじめ対策委員会」のメンバーの役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が児童・生徒の気になる様子や児童・生徒同士のトラブル等に気付いた場合、

どのような手順や方法でこの委員会に報告するか図式化して示すなどして、教職員はもとより、児童・生徒や保護者がその役割を理解できるようにする。また、メンバーには、法の規定を踏まえて、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする。

委員会は、スクールカウンセラーの勤務日に合わせるなどして、定期的な会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事案への対処方法を協議したりする。さらに、委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知する。

ウ 「学校いじめ防止基本方針」の改定

「学校いじめ防止基本方針」が自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて検証し、改善を図る。

なお、いじめはどの学校、どの児童・生徒にも起こり得るとの認識が必要であることから、いじめの認知件数の^{たか}多寡のみをもって、学校の取組の適否を評価することがあってはならない。

エ いじめに関する研修の実施

全ての教職員が、「いじめ」の定義をはじめとした法の趣旨や「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。

また、児童・生徒の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力向上を図る。

校長は、研修を通して、教職員一人一人が、チェックリストを活用するなどして自分の取組を振り返り、改善を図ることができるよう適切な助言を行う。

(4) いじめを早期に発見するための方策

ア 教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築

一人一人の教職員は、自分が担当する学級、学年にかかわらず、児童・生徒の様子で気になることを見聞きしたら、その日のうちに管理職に報告する。そのため、学校ごとに、報告・連絡の具体的な手順や方法を定め、その方法を「学校いじめ防止基本方針」に明記するとともに、チャート図等にして掲示するなどし、共通理解を徹底させる。

校内研修などを通して、全ての教職員が個人的な判断が重篤な状況につながることもあることを十分に理解できるようにする。

イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、全ての学校で年間3回以上、児童・生徒を対象にアンケートを実施する。

具体的な実施方法や質問項目は、児童・生徒の実態（発達段階、教職員との関係、学級や学年）に応じて最も効果的な方法を検討して実施する。

学校においては、当該アンケートの保存期間を、実施年度の末から5年間とする。

ウ 相談体制の構築と児童・生徒への周知

スクールカウンセラーからの助言等を通して、全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、児童・生徒の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。そして、学校は児童・生徒や保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。また、スクールカウンセラーへの申込みの方法を、児童・生徒に周知・徹底する。

特に、小学校5年生、中学校1年生を対象に、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。全員面接が効果的かつ効率的に実施されるよう、各学校の実態に応じて、スクールカウンセラーを含む「学校いじめ対策委員会」で実施方法を協議する。

(5) いじめに対処するための方策

ア いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の保護者の理解に基づく対応

いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の両保護者に対し、「学校いじめ防止基本方針」について丁寧に説明するとともに、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。正確な事実に基づき、互いの児童・生徒にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定し、早期対応を行う。

イ 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

学校において、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認し、その結果を速やかに教育委員会に報告する。いじめを受けた児童・生

徒の心身の苦痛の状況、いじめを行った児童・生徒の行為の重大性、いじめに至ったと思われる背景、それぞれの保護者の認識等に鑑み、教育委員会に助言を求めたり、心理職、スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家等の派遣による支援を要請したりするなど、いじめの被害が深刻化することを防ぐ。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、教育委員会、警察署、関係機関等と連携して対処する。

ウ いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあ

り得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、書き込みを行った児童・生徒に対して直ちに指導を行い、いじめを受けた児童・生徒の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、いじめを受けた児童・生徒の心のケアを行うとともに、当該児童・生徒の意向を踏まえ、保護者と十分に連携しながら、いじめを行った児童・生徒との関わりの修復等を支援する。

特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの児童・生徒全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、いじめを受けた児童・生徒の精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

■ いじめ防止対策推進法

第二十八条第一項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 一に該当する事案について

- ・ 児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 二に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(3) 一、二に共通すること

児童・生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、児童・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な

情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態発生の報告

■ いじめ防止対策推進法

第三十条第一項 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

重大事態の発生が確認された場合、学校は、法第30条第1項の規定に基づき、直ちに教育委員会に重大事態の発生を報告する。

重大事態の発生が確認された場合、学校は、まず電話等で直ちに教育委員会に重大事態の発生を報告する。

- ・ 対象児童・生徒の氏名、学年、性別
- ・ 欠席期間、その他児童・生徒の状況
- ・ 児童・生徒、保護者から重大事態である旨の訴えがある場合は、その訴えの内容
上記の報告の上で、数日以内に改めて文書にて重大事態発生の経緯を教育委員会あてに報告する。

教育委員会は、速やかに、区長へ重大事態発生について報告する。重大事態発生については、報告を受けた区長が必要と認めたときは、直ちに総合教育会議を招集し、区長と教育委員会は、重大事態への迅速かつ有効な対策について協議・調整を行う。

3 重大事態への対処

(1) 支援体制の整備

教育委員会は、学校において重大事態が生じた場合には、学校問題解決支援チームなどを派遣して、校長と十分協議を行いながら学校を支援する。

(2) 調査組織の種類

■ いじめ防止対策推進法

第二十三条第二項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断を、教育委員会が行う。また、その際、調査組織の構成についても適切に判断する。

ア 葛飾区教育委員会が主体となる場合

対策委員会又は調査委員会による調査を行う場合は、学校は聞き取りの日程の調整や聞き取りを行う児童・生徒の保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。

教育委員会は、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

イ 学校が主体となる場合

既存の学校のいじめ防止等の対策のための組織である「学校いじめ対策委員会」で調査を行う場合には、事例ごとに必要に応じて、委員会の委員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表、関係機関の職員等を加えるなどして、組織のメンバーを確定させる。なお、保護者代表等の外部委員を加える場合、いじめに係る個人情報、漏洩等の事故があってはならないものであることを確認し、その取扱いに遺漏がないよう留意しなければならない。

いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策委員会が法第 23 条第 2 項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒、それぞれの保護者）が納得している場合は、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、教育委員会及び学校の対応の検証や再発防止策の策定については、対策委員会等を立ち上げる等について適切に判断する。

(3) 事実を明確にするための調査の実施

調査主体である教育委員会又は学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするための調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会と学校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向き合い、調査を行い、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめを受けた児童・生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童・生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童・生徒や情報を提供してくれた児童・生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童・生徒やいじめが起きた集団への指導を行い、いじめの行為を止めさせる。

いじめを受けた児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童・生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。場合によっては、適応指導教室である「ふれあいスクール明石」を活用して、いじめを受けた児童・生徒の学びの継続と心のケアを同時に行い、学習機会を確保する。

イ いじめを受けた児童・生徒からの聞き取りが不可能な場合（入院や死亡等）

当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。

＜自殺の背景調査における留意事項＞

児童・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童・生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童・生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童・生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、可能な限りの配慮と説明を行う。
- 在籍児童・生徒及びその保護者に対しても、可能な限りの配慮と説明を行う。
- 亡くなった児童・生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在籍児童・生徒へのアンケート調査や、一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、可能な限り、遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、可能な限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、客観的、総合的に分析評価を行うよう努める。
- 調査においては、客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助により実施する。
- 学校での調査においても、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び専門家等の派遣支援を行うなど適切な対応をする。

- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童・生徒の尊厳の保持や、自殺は連鎖（後追い）の危険があることなどを踏まえ、情報発信・報道対応については、広報課等と密に連携を図る。

ウ その他留意事項

教育委員会は、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、事案の重大性を踏まえると、教育委員会の積極的な支援が必要となる。特に、義務教育段階の児童・生徒に関して、別室指導の措置や、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童・生徒が深く傷つき、学校全体の児童・生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

（４）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか。）について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、保護者の要望も踏まえて説明をする。この情報の提供に当たっては、

適時・適切な方法で、指導等についての経過報告を行い、いじめの問題が解決するまで行う。

これらの情報については、教育委員会又は学校は、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供を行う。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じてから質問紙調査を実施する。

また、学校が調査を行う場合には、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会から区長に報告する。教育委員会からの説明を踏まえて、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて区長に送付する。

(5) 調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

ア 再調査

報告を受けた区長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、葛飾区いじめ調査委員会による再調査を行うことができる。

再調査の結果については、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況、調査結果等を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

区長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

必要な措置としては、教育委員会において、「学校問題解決支援チーム」の専門家等の派遣による重点的な支援、当該学校への人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、いじめの態様に応じた多様な方策を検討する。区長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を検討する。

また、再調査を行ったとき、区長はその結果を議会に報告する。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保したうえで、いじめに関する期間や態様、解決までの経緯などについて報告する。

葛飾区いじめ防止基本方針

令和7年3月26日 改定

葛飾区教育委員会

